

県の主な取組・支援

- 非行少年の立ち直り支援を行う県内の民間団体等と協力し、社会体験や就労体験等の場を提供することにより、立ち直りを促進します。
- 警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室を実施するとともに、保護者の参加を促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。
- 県警察少年サポートセンターでは、少年や保護者からの非行等少年問題に関する相談を行います。
- 非行少年の立ち直りを支援するため、継続的な指導、助言を実施するとともに、少年警察ボランティア等と協力した学習支援や農業体験等の各種体験活動等を行います。
- 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、自然体験や社会体験活動など多様な体験活動、道徳教育及び人権教育を推進します。
- いじめ・非行・問題行動を防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制を充実します。
- 生活困窮世帯等の中学生や高校生を対象に学習支援事業を、小学生を対象に学習・生活支援事業を実施します。また、子ども食堂などの子供の居場所づくりを推進します。
- 地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、高校中途退学者等への支援が切れ目なく継続できる体制を整備します。
- 就職に必要な知識や技能を習得するための実技を中心とした職業訓練を実施します。（再掲）
- 児童相談所では、虐待を含む養育、非行、発達など子供に関する相談に対して指導・助言をします。
- 子育てに悩む保護者や家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。
- 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。

- 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童を埼玉学園で指導し、その自立を支援します。また、関係者との情報共有を図るなど非行等に陥りやすい環境改善を通じ、再犯防止に取り組みます。

国等の主な取組・支援

- 少年院では、義務教育未修了者等に対して教科指導等を実施するほか、高等学校卒業程度認定試験や進学予定者に対して学校の受験機会の付与を行います。
〈★コラム7〉
- 刑事施設では、基礎学力を欠いている受刑者に対し、教科指導を実施します。また、刑事施設のうち指定施設では、高等学校卒業程度認定試験等を実施します。
- 保護観察所では、学校等との連携を図りながら、復学が見込まれる在学中の少年院在院者への生活環境調整や保護観察対象者への保護観察を行います。
- 少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域の学校等に在籍する児童生徒の問題行動や発達上の特性について、学校や保護者等からの相談を受けるとともに、学校等と協力して対応します。
〈★コラム8〉
- 埼玉弁護士会では、県内の学校からの要請に応じて弁護士を講師として派遣し、「いじめ防止授業」を実施するほか、スクールロイヤーを派遣し、学校を巡るいじめ・虐待・体罰・家庭問題等の諸問題について、教育・福祉・子どもの権利等の視点を取り入れつつ、法的観点から学校に助言します。

★コラム6 少年非行の背景と少年の社会化 安部哲夫（獨協大学）

ひとはなぜ非行に陥り、犯罪に至るのでしょうか。ひとの行動は生まれ持った素因（親からの遺伝や器質的な特性など）に支配されるのでしょうか、それとも生まれ育った家庭や地域（家族関係や経済状況や、教育環境など）に影響されるのでしょうか。この問題は昔から何度も重ねられてきた議論であり、仮説を検証するための科学も発展してきました。しかし、そのいずれもが、それだけではなお決め手を欠くもので、実際のところ、素因と環境因子が複雑に絡み合っ、ひとの行動は成り立っているとするのが今日の常識といっ、てよいでしょう。非行（犯罪）要因は、いわば多角的に理解することが重要であるものと思われま。

他方で、多種多様な人々が育ち生活するそれぞれの環境にあっても、ひとの行動を何か後押ししていることはたしかにあり得ま。無口で何を考えているのかわからない子が、ちょっとしたきっかけで顔をあげて挨拶をするようになったり、これまで乱暴で周囲を困らせていた性格の子が他者に気をつかうようになったり、とくに子どもたちが育ちの過程で日々成長していくことは、だれもが経験していることかと思いま。

ひとは否定的な自我を規定されることで否定的な行動を実現するようになる、とはラベリング論（1960年代の米国を中心に展開された非行観で、他者による「非行少年」「少年院帰り」というレッテルを通じた扱いによってさらに非行を深めるとする考え方）の説くところですが、たしかに、周りが自分を必要としていない、自分を避けているという扱いを受ければ、そのような負の自画像を自己実現していき、犯罪者像を色濃くしてしまうことは想像できるところま。非行は他者との関係性（相互作用）を通じて生みだされる、とラベリング論は説くので。他者の偏見がさらなる不幸を生み出すことを避けなければならぬことは当然ま。非行少年は自己肯定感が弱いといわれまますが、褒められたこともなければ、何かを達成する成功体験も薄弱ま。他者に疎まれることはあっても信頼されることはあまりありません。成功体験へのきっかけは、法務教官（少年院）との出会いによって見出されまますが、社会にしっかりと軸足を据えて、自分も生きていけるといっ自信を回復するためには、社会の他者との良い関係性をもつことがなお必要なので。

ひとがうまく社会化されるためには、しっかりと社会的絆（ボンド）の形成が大切ま。暖かい家族の中で幼少期に愛着を形成し、熱中するものがあり、将来につながる場に立って、一定の役割が与えられ、社会の一員として尊重されるようになるので。これはT.ハーシーが『非行の原因』（1969年）において展開した視点で、「なぜ大多数のひとは非行に至ることなく社会化されていくのか」との疑問にこたえ、「社会化」の背景を論じたものでま。今日の家庭の一部で生じる児童虐待が、子どもの生命・身体とともに成長を阻害し、社会化を妨げることになるのは言うまでもないでしょう。

『児童憲章』（1951年）が子どもの未来を見つめ、子どもはよい環境のなかで育てられなければならないと宣言し、子どもには成長発達する権利があると『児童の権利条約』（1994年批准）にうたわれるのも、私たちすべての人が子どもの健やかな成長に心を配り、非行のある子には手を差し伸べる、そんな環境を用意する必要があるからに違ひありません。

★コラム7 川越少年刑務所の学習生活支援に係る取組

川越少年刑務所では、高等学校卒業資格を取得することが進路を広げるなどの円滑な社会復帰に資すると認められる対象者を全国から募集し、「特別教科指導」と呼ばれる指導を実施しています。

対象となった受刑者には受験科目の教材を一括で貸与し、約8か月間の講義と自主学习により、毎年2回、8月及び11月に実施される高等学校卒業程度認定試験の合格を目標に指導を行っています。

毎月2回の集団指導と毎月13回の個別指導の講義を実施し、集団指導では各教科の基礎学力の定着を図り、個別指導では個々の受刑者の能力に合わせた授業で試験本番への応用力を養います。

また、直近10回の試験問題を配布したり模擬試験を実施することで、実践に対応できる指導を展開しています。



写真：川越少年刑務所

★コラム8 **さいたま少年鑑別所（さいたま法務少年支援センター「非行防止相談室ひいらぎ」）の取組**

さいたま少年鑑別所は「さいたま法務少年支援センター非行防止相談室ひいらぎ」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用し、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の皆さまと連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、青少年の健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。当センターでは、地域の非行・犯罪防止に向けて心理職や教育職である職員が支援を行っています。

当センターの支援の大きな特徴は、①長年、非行少年や犯罪者の心理分析、教育等に携わる中で培った問題行動の理解と対応に関する専門性を生かしたものであること、②対象者の年齢や立場（法的地位）を問わないこと（小学生の家庭や学校でのトラブルから、刑事施設を出所した高齢者・障害者等まで幅広く対応）、③無料で利用できること、の3つです。

【主な支援内容】

1 能力・性格の調査

関係機関・団体、御本人、御家族からの依頼を受けて心理検査や適性検査を行います。また、依頼があれば、御本人や御家族、支援者の方にも、結果を分かりやすく説明します。

2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等でお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのかなどについて提案します。

3 御本人や御家族に対する心理相談

関係機関・団体、御本人、御家族からの依頼を受けて、御本人や御家族の方との心理相談を行います。

4 事例検討会（ケース会議）等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある方の支援に関する事例検討会（ケース会議）などに参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行います。

5 研修・講演

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆さまが主宰する研修会・講演会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。

6 法教育授業等

児童・生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行うほか、教員の方への研修もお受けしています。

センターの相談室は、さいたま少年鑑別所に併設されているほか、サテライト（さいたま新都心合同庁舎2号館1階）も御利用いただけます。

「非行防止相談室ひいらぎ」という名前には、寒い冬を耐え抜く柵（ひいらぎ）から「柵のようにたくましく生きていけるよう支援したい」との願いが込められています。

●さいたま法務少年支援センター非行防止相談室ひいらぎ

所在地：さいたま市浦和区高砂3-16-36

（さいたま少年鑑別所に併設）

受付：月曜日から金曜日（祝休日を除く）

午前9時00分～11時45分 午後1時00分～4時30分

電話：048-862-2051（相談室直通）

●非行防止相談室ひいらぎサテライト

所在地：さいたま市中央区新都心2-1

（さいたま新都心合同庁舎2号館1階）



写真：センター相談室

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、実施のための取組

現状と課題

県内における令和元年の暴力団構成員等は約1,500人おり、犯行時の居住地が埼玉県で令和元年に刑事施設に入所した者のうち約1割が暴力団に加入していました。

性犯罪に関しては、認知件数に高止まりの状況が見られ、ストーカー行為に関する相談受理件数は年々増加しています。

こうした状況を踏まえ、暴力団関係者や性犯罪者など再犯リスクが高い者については、犯罪の内容はもとより、対象者の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で対策を実施することが重要になっています。

また、窃盗に関しては、近年、高齢者の占める割合が増加傾向にあります。こうした高齢者については、孤立化や困窮が犯罪要因の一つとなっていることが指摘されており、高齢者と社会とのつながりを強化することが重要になっています。

犯罪をした者等に対し、一貫性・継続性を持って指導・支援を実施していくためには、関係機関との情報共有・連携を更に推進していく必要があります。

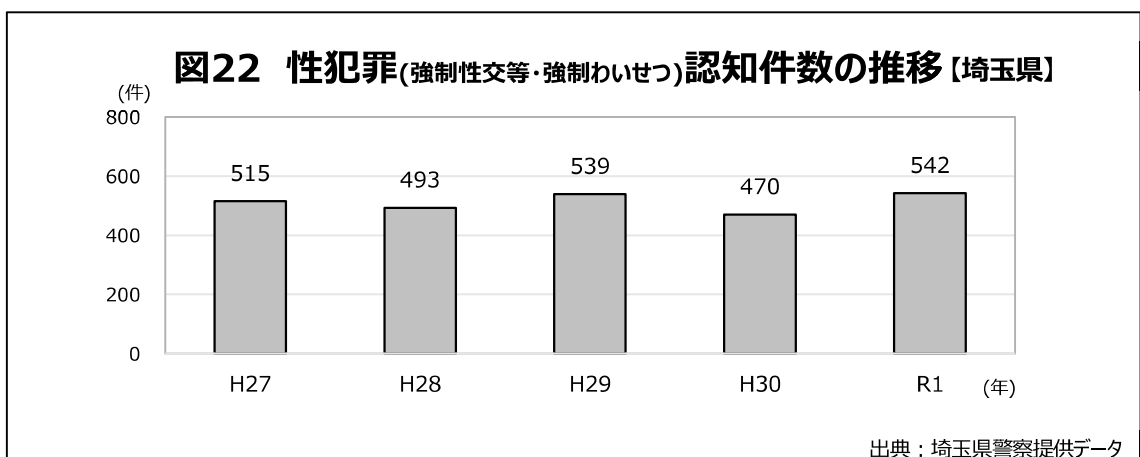
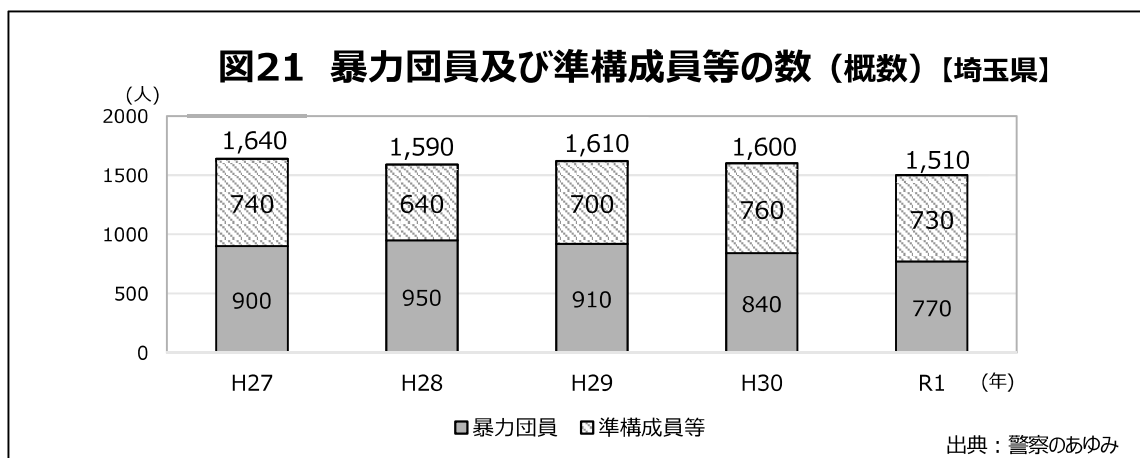
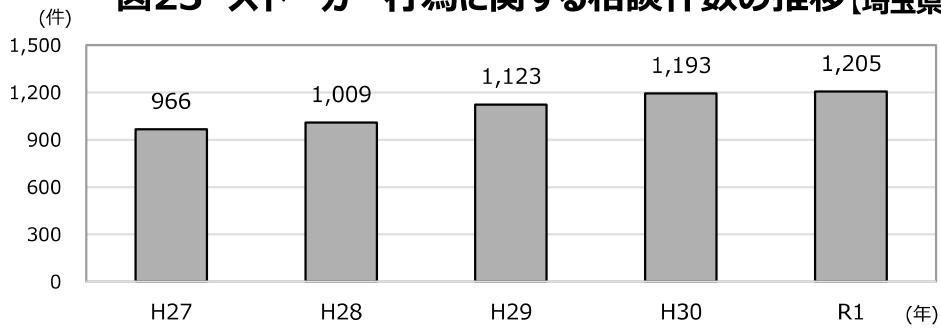
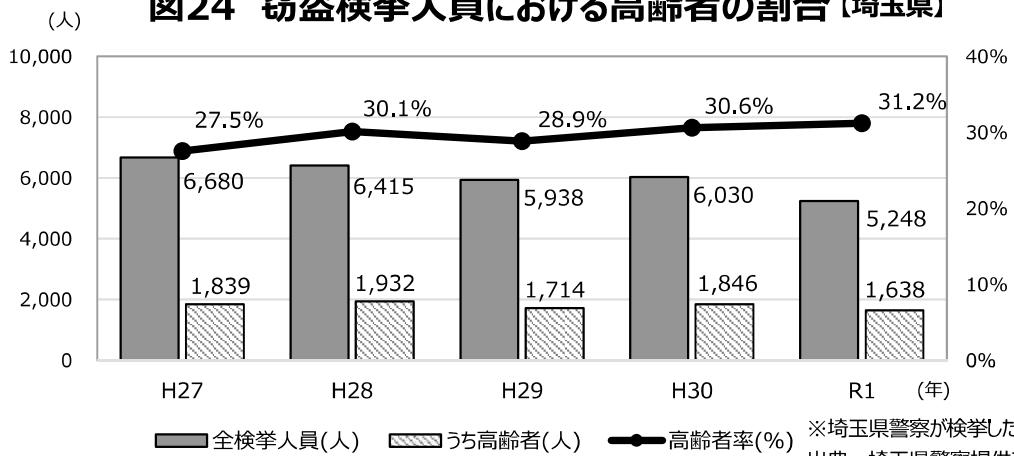


図23 ストーカー行為に関する相談件数の推移【埼玉県】



出典：埼玉県警察提供データ

図24 窃盗検挙人員における高齢者の割合【埼玉県】



※埼玉県警察が検挙した者
出典：埼玉県警察提供データ

県の主な取組・支援

- 県暴力追放・薬物乱用防止センター等と連携して、暴力団からの離脱方法についてのアドバイスや離脱者の就労相談等暴力団離脱者の社会復帰を支援します。
- 法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、出所後の所在確認を実施するとともに、同意を得た上で面談を実施し、必要に応じ関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置を推進します。
- ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告、禁止命令等の他、犯罪を未然に防止するための指導等を行います。
- 医療機関と連携することにより、ストーカー加害者に医療機関での治療を促すなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。
- 高齢被疑者の割合が高い窃盗（万引き）について「埼玉県万引き防止官民合同会議」を中心に広報啓発活動をはじめ万引き防止のための各種取組を推進します。

国等の主な取組・支援

- 少年院では、性非行防止指導、交友関係指導、家族関係指導等6種類の特定生活指導を実施します。
- 刑事施設では、薬物依存などの特定の事情を有することにより円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象に、薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導等6種類の特別改善指導を実施します。
- 保護観察所では、保護観察対象者の特性を犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、その特性に配慮した処遇を行うとともに、暴力防止プログラム、性犯罪者処遇プログラムなどの専門的処遇プログラムを実施します。
- 少年鑑別所では、家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。
- 法務省関係機関では、児童相談所等と連携した児童虐待防止対策を促進する観点から、それぞれが提供し得る資源やノウハウを充実させ、児童相談所等の求めに応じて提供します。

5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組

(1) 民間協力者の活動促進

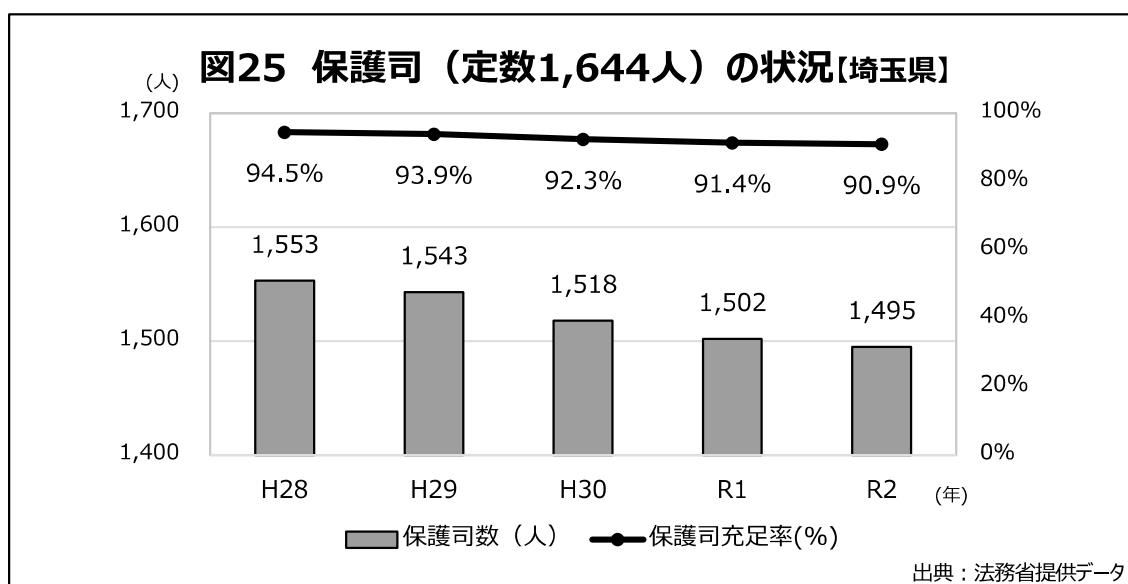
現状と課題

再犯防止の施策の実施には、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会・BBS会等の更生保護ボランティア、非行少年等の立ち直り支援をはじめとした各種非行防止活動に取り組む少年警察ボランティアなどの協力のもと、様々な取組が行われています。また、犯罪の未然防止には、地域で自主的に防犯パトロールや子どもの見守り活動などを行う自主防犯活動団体による協力など、多くの民間ボランティア・団体に支えられています。

県内では令和2年4月1日現在、保護司1,495人、更生保護女性会員5,187人、令和2年1月1日現在、BBS会員65人、令和2年7月1日現在、少年警察ボランティア974人の方々が活動しており、この他、令和2年4月1日現在、協力雇用主683事業者、自主防犯活動団体約5,800団体等が、様々な活動を展開しています。

また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体の活動により、地域社会における「息の長い」支援も行われています。

一方で、令和2年4月1日現在、定数の約1割の保護司が欠員となっているなど保護司を始めとする民間ボランティアは減少傾向にあるとともに、人間関係の希薄化など社会環境の変化の結果、以前より活動が難しくなっています。このような状況においては、国、県、民間協力者などの更生保護に関わる機関の連携が今後ますます必要になってきます。



県の主な取組・支援

- 犯罪をした者や非行のある少年の自立更生の促進を図る更生保護ボランティアの活動を支え、更生保護の広報・啓発活動を行う県更生保護観察協会を支援します。
- 更生保護活動の功績に対する表彰を行います。
- 保護司など民間ボランティア・団体等の再犯防止に関する活動をホームページ等で周知するなど県民の理解促進に取り組みます。
- 非行少年の立ち直りを支援するため、継続的な指導、助言を実施するとともに、少年警察ボランティア等と協力した学習支援や農業体験等の各種体験活動等を行います。（再掲）
- 自主防犯活動団体等の活動促進による、犯罪を起こさせにくいまちづくりを進めます。
- 協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため県の建設工事等入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を実施します。（再掲）
- 市町村担当者会議等を活用して協力雇用主に対する入札参加資格優遇措置を実施する市町村の拡大に努めます。（再掲）
- 国、県、市町村、更生保護関係団体などの再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種取組を協働で検討・推進します。

国等の主な取組・支援

- 刑事施設及び保護観察所では、再犯防止を支える民間ボランティア等の活動を促進するため、研修等の充実を図るほか、団体間相互で活動情報の共有、連携が図れるよう支援します。
- 保護観察所では、更生保護活動の拠点として地方公共団体等と連携して設置されている更生保護サポートセンターの活動を支援し、保護司の処遇活動の充実や更生保護ボランティアと地域関係機関・団体との連携促進を図ります。
- 保護観察所では、協力雇用主の開拓とともに、就労継続に必要な生活指導等を行う協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金の支給や身元保証人を確保できない刑務所出所者等に係る身元保証など協力雇用主に対する支援を行います。（再掲）

- 更生保護ボランティア・団体においては、保護司では犯罪や非行をした人の相談支援や地域における青少年の健全育成に資する啓発活動などに取り組み、更生保護女性会では子育て支援や少年等の更生支援などを行い、BBS会では様々な問題を抱える少年の身近な存在として立ち直りや学習を支援します。 〈★コラム9〉
- 更生保護施設では出所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導等により円滑な社会復帰を支援し、更生保護協会では出所者等の一時保護や更生保護に関する連絡助成を行い、就労支援事業者機構では対象者の就労支援とともに雇用協力事業者の拡大に努めます。 〈★コラム9〉

★コラム9 再犯防止を支える民間協力者の方々

保護司

保護司は、国家公務員である保護観察官と協働して犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。それぞれの地域にあって、地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察を受けている人と面接して助言や指導をしたり、刑事施設や少年院に入っている人の帰宅先の生活環境の調整を行ったりするほか、地域の犯罪予防活動にも取り組んでいます。保護司は、非常勤の国家公務員の身分を有していますが、給与は支給されていません。全国で約4万7,000人、県内で約1,500人の保護司が活動しています。

写真：地方公共団体の建物内に設置した更生保護サポートセンターで打ち合わせをする保護司の方々。

サポートセンターは、保護司活動の拠点となっており、保護司の協議・情報交換・研修・面接等が行われます。



更生保護女性会

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援の活動など、多様な活動を展開しています。全国に約1,300の地区会があり、会員数は約15万3,000人です。県内には45の地区会があり、約5,200人が活動しています。

写真：市立公民館で子ども食堂のために調理をする更生保護女性会員のの方々。

この地区更生保護女性会は、子ども食堂運営委員会を立ち上げ、会員を中心に子ども食堂の運営を行っています。



BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movementの略)は、非行などの様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となったり、学習を支援したりして、少年の自立を支援する「ともだち活動」などの非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。全国に約500のBBS会があり、会員数は約4,500人です。埼玉県内には7つの地区・学域BBS会があり、65人が活動しています。

協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労先の確保が必要です。協力雇用主には、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。全国で約22,000の事業主、埼玉県内では約680の事業主が協力雇用主となっています。

就労支援事業者機構

経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考えから、平成21年に、経済諸団体や大手企業関係者等により認定特定非営利法人「全国就労支援事業者機構」が設立されました。また、地方単位の就労支援事業者機構（都道府県就労支援事業者機構）が全国50か所（北海道は4か所）に設立され、刑務所出所者等を雇用した場合の協力雇用主への助成事業などの就労支援事業を実施しています。埼玉県内では埼玉県就労支援事業者機構がこれらの事業を行っています。

更生保護協会

保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの円滑な活動のための資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防活動や更生保護に関する広報活動を行う団体で、刑務所出所者等に対する一時的な保護を行っているところもあります。埼玉県内では、埼玉県更生保護観察協会がこれらの事業を行っています。

少年警察ボランティア

少年警察ボランティアは、少年指導委員、少年の社会参加活動推進委員、嘱託少年柔道剣道教室指導者、少年非行防止学生ボランティア（ピアーズ）等で構成されています。これら約970人のボランティアは、警察と協働した街頭補導、キャンペーン、非行防止教室、風俗営業所等への立入り、立ち直り支援活動、柔道、剣道、野球等のスポーツ活動、環境美化、福祉施設訪問等の社会奉仕活動等の各種少年非行防止活動を実施しています。

——— 上記団体の他にも、下記の民間協力者が活動しています。 ———

篤志面接委員

篤志面接委員とは、全国の矯正施設（刑務所、少年院等）に収容されている者に対し、それぞれの施設において面接や各種指導を行い、その改善更生や社会復帰を手助けする民間ボランティアです。全国に約1,400名の篤志面接委員がおり、埼玉県内では川越少年刑務所所属の篤志面接委員約20名が活動しています。

教誨師

教誨師とは、矯正施設からの要請を受け、全国の矯正施設（刑務所、少年院等）において実施される宗教教誨を、ボランティアとして行っている民間の宗教家です。全国に約1,800名の教誨師がおり、埼玉県内では川越少年刑務所所属の教誨師約40名が活動しています。

(2) 広報・啓発活動の推進

現状と課題

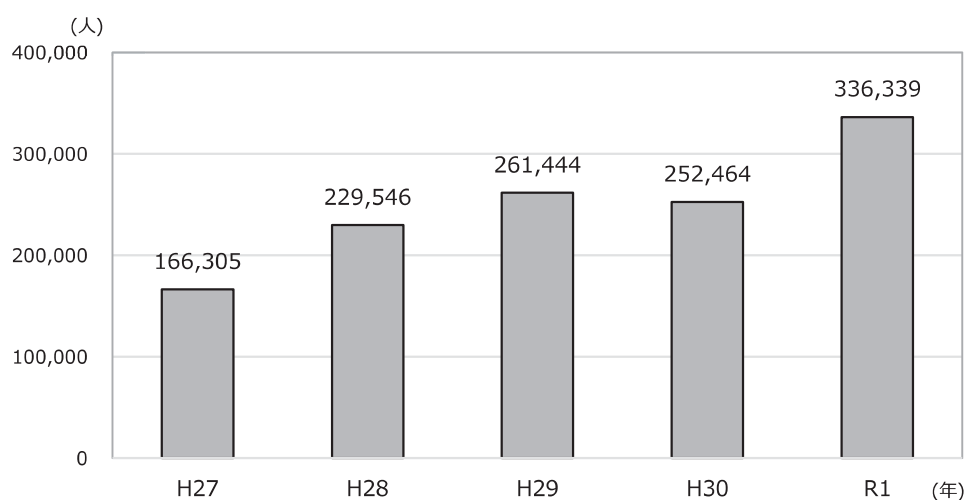
犯罪や非行をした者の更生には自らの努力は当然ですが、犯罪をした者等が地域において孤立することのないよう、県民の理解を得ることが必要です。

県では、更生保護を県民に広く周知するため「社会を明るくする運動」を関係機関、ボランティアとともに推進し、令和元年には約34万人の参加がありました。また、保護司活動に係る顕彰など民間協力者に対する表彰なども行っています。

一方で、再犯防止に関する取組は県民にとって必ずしも身近なものではないため、その関心は低いのが現状です。

更生保護に関わる人材の確保や活動しやすい環境整備を推進していくためには、更生保護の重要性や活動内容に関する県民の理解を深めていくことが重要です。

図26 「社会を明るくする運動」行事参加人数(埼玉県)



出典：法務省提供データ

県の主な取組・支援

- 「埼玉県再犯防止推進計画」や再犯防止に関する取組等をホームページ等で周知するなど県民の間に広く再犯の防止についての関心と理解を深めるための広報活動を行います。
- 7月の「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止特別強調月間」を通じて、再犯防止に関する広報を行い、再犯防止の重要性等について県民の理解を促進します。
- 地域生活定着支援センターにおいて、地域福祉研修を開催します。
- 更生保護活動の功績に対する表彰を行います。（再掲）
- 保護司など民間ボランティア・団体等の再犯防止に関する活動をホームページ等で周知するなど県民の理解促進に取り組みます。（再掲）

国等の主な取組・支援

- 刑事施設では、矯正展を開催し、刑務所作業製品の展示販売、所内見学等を実施するほか、定期的に職業訓練見学会などを行います。
- 矯正施設では、関係機関や地域住民の方の施設参観を受け入れ、矯正施設の業務について説明します。
- 地方検察庁、矯正施設、保護観察所では、再犯防止への関心と理解を深めてもらうため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を推進するとともに、7月の「再犯防止推進月間」において、各種啓発活動を実施します。 〈★コラム10〉
- 地方検察庁、矯正施設、保護観察所では、学校や地域の関係機関からの依頼に応じ、刑事司法制度に関する法教育や犯罪をした者等の支援に関する研修等を実施します。

★コラム10 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

この運動は、中央推進委員会並びに都道府県推進委員会及び市区町村等を単位とする地区推進委員会により推進するもので、埼玉県推進委員会は、本運動の趣旨に賛同する県内の87機関・団体により構成され、埼玉県知事が委員長に就任しています（令和2年度）。



写真：令和元年7月 大宮駅における広報活動

毎年7月は「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間であり、また、再犯防止推進法において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされており、全国において様々な取組が行われています。県内各地においても、「街頭広報活動」や「住民集会」、「非行防止教室」などの行事が実施されています。

また、全国の小学生及び中学生を対象として、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りなどをテーマとした「社会を明るくする運動」作文コンテストが毎年開催されており、県内の小学生からは2,625作品、中学生からは2,191作品の応募がありました（令和元年度）。



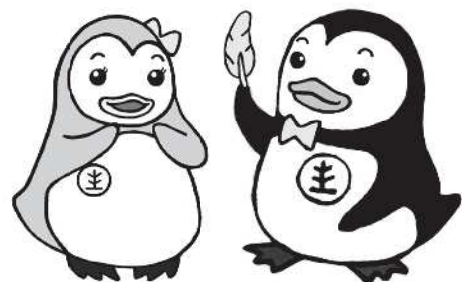
写真：令和2年9月
埼玉スタジアムにおける電光掲示広報



写真：令和元年7月
メットライフドームにおける広報活動



写真：令和元年7月
NACK5スタジアム大宮における電光掲示広報



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん



計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 関係機関・関係者との連携・協力

計画の推進に当たっては、埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議、市町村等と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

図 27 埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議構成図

国関係機関・団体名
さいたま地方検察庁
さいたま保護観察所
川越少年刑務所
さいたま少年鑑別所
東京矯正管区
埼玉県保護司会連合会
埼玉県更生保護女性連盟
更生保護法人 埼玉県更生保護観察協会
更生保護法人 清心寮
特定非営利活動法人 埼玉県就労支援事業者機構
埼玉県BBS連盟
埼玉県地域生活定着支援センター
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
埼玉労働局
埼玉弁護士会
学識経験者

(2) 庁内の実施体制

知事部局、教育局、警察本部の関係部局で構成する「埼玉県再犯防止推進庁内会議」を開催し、情報の共有等を図りながら、庁内各部局が相互に連携して施策に取り組み、全庁一丸となって計画を推進します。

2 計画の進行管理

(1) PLAN (計画)

埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議等を開催し、より効果的な施策の展開となる計画策定に臨みます。

(2) DO (実行)

計画に位置付けた各種取組を実施します。

(3) CHECK (評価)

毎年度、計画の進捗状況・指標の推移を把握します。また、結果は県ホームページで公表します。

(4) ACT (改善)

結果を踏まえ、必要に応じた取組内容等の見直しを行います。



1 再犯の防止等の推進に関する法律概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行（平成28年12月14日公布）
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

2 再犯防止推進計画概要（国）

（平成29年12月15日閣議決定）

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 地域社会での継続的支援 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

3 関連取組一覧

(1) 県

		部	担当課
1 就労・住居確保のための取組			
(1) 就労の確保			
1	保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、将来の就労につながるよう支援します。	総務部	人事課
2	協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため県の建設工事等入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を実施します。	総務部	入札審査課
3	市町村担当者会議等を活用して協力雇用主に対する入札参加資格優遇措置を実施する市町村の拡大に努めます。	福祉部	社会福祉課
4	就職に必要な知識や技能を習得するための実技を中心とした職業訓練を実施します。	産業労働部	産業人材育成課
5	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、個々の能力や状況等に応じ、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や就労訓練事業を実施します。	福祉部	社会福祉課
6	障害者就業・生活支援センターでは、就職を希望している障害者や職場定着が困難な障害者を対象に、就業面と生活面の一体的な相談などの取組を支援します。	産業労働部 福祉部	雇用労働課 障害者支援課
(2) 住居の確保			
1	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）」に基づく居住支援法人の指定促進に努めます。	都市整備部	住宅課
2	低額所得者や更生保護対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない「セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）」の登録促進に努めます。	都市整備部	住宅課
3	住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅を提供します。	都市整備部	住宅課
4	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に協力する不動産事業者（「あんしん賃貸住まいサポート店」）の登録促進に努めます。	都市整備部	住宅課
2 福祉・保健医療サービス利用促進の取組			
(1) 高齢者又は障害者等への支援			
1	地域生活定着支援センターでは、矯正施設や保護観察所と連携し、高齢や障害のある矯正施設の入所者及び出所者で、帰住先がなく福祉の支援が必要な人に対し、福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行います。	福祉部	社会福祉課
2	埼玉県再犯防止推進モデル事業の効果検証を踏まえ、関係機関と連携し、高齢や障害のある起訴猶予者等の社会復帰や再犯防止に向けた生活環境の整備を推進します。	福祉部	社会福祉課
3	市町村が設置し、高齢者に対する総合相談、権利擁護、介護予防などの業務を行う地域包括支援センターに対し、機能強化のための研修などを行い、その取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
4	県では、犯罪や非行をした者を含めた高齢者、障害者等に、支援対象に応じた福祉サービスを適切に提供します。	福祉部	社会福祉課
		福祉部	障害者福祉推進課
		福祉部	障害者支援課
		福祉部	地域包括ケア課
福祉部	高齢者福祉課		
5	重層的な支援体制（包括的な相談支援の体制）の整備に取り組む市町村に対し、地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣、先進事例の紹介、市町村職員等への研修などを行います。	福祉部	福祉政策課他
(2) 薬物依存を有する者への支援			
1	「埼玉県薬物乱用対策推進計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して街頭キャンペーン等を実施し、薬物乱用防止啓発活動を行います。	保健医療部	薬務課
2	薬物に悩む県民が早期にかつ確実に窓口にとり着けるよう、広報紙、リーフレット及びホームページ等の各種広報媒体を用いて、相談窓口の周知を行います。	保健医療部	薬務課
3	医療関係者向けに、薬物依存症についての研修等を行い、医療体制の充実を図ります。また、保健所や県精神保健福祉センター等において、薬物依存症者及びその家族等からの相談に応じる中で医療機関への受診を勧奨します。	保健医療部 保健医療部	疾病対策課 薬務課
4	保健所や県精神保健福祉センター等において薬物に関する相談に応じます。また、県精神保健福祉センターでは、薬物依存症の家族が依存症や対応方法などについて学べる薬物依存症家族教室を開催します。	保健医療部 保健医療部	疾病対策課 薬務課
5	薬物依存症やその家族の相談に応じるなど薬物依存症者の社会復帰支援を行っている薬物回復支援団体を支援します。	保健医療部	疾病対策課
6	検挙した薬物事犯者のうち、執行猶予判決が見込まれる者に対し、再乱用防止に資する公的機関・民間団体の情報を提供します。	警察本部	薬物統器対策課
3 非行の防止と修学支援の取組			
1	非行少年の立ち直り支援を行う県内の民間団体等と協力し、社会体験や就労体験等の場を提供することにより、立ち直りを促進します。	県民生活部	青少年課
2	警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室を実施するとともに、保護者の参加を促し、非行・問題行動の未然防止に取り組めます。	教育局 警察本部	生徒指導課 少年課
3	県警察少年サポートセンターでは、少年や保護者からの非行等少年問題に関する相談を行います。	警察本部	少年課
4	非行少年の立ち直りを支援するため、継続的な指導、助言を実施するとともに、少年警察ボランティア等と協力した学習支援や農業体験等の各種体験活動等を行います。	警察本部	少年課
5	青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、自然体験や社会体験活動など多様な体験活動、道徳教育及び人権教育を推進します。	県民生活部	青少年課
		福祉部	社会福祉課
		教育局 教育局	義務教育指導課 人権教育課

			部	担当課
6	いじめ・非行・問題行動を防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制を充実します。	教育局	生徒指導課	
7	生活困窮世帯等の中学生や高校生を対象に学習支援事業を、小学生を対象に学習・生活支援事業を実施します。また、こども食堂などの子供の居場所づくりを推進します。	福祉部	社会福祉課	
		福祉部	少子政策課	
		教育局	生涯学習推進課	
		教育局	義務教育指導課	
8	地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、高校中途退学者等への支援が切れ目なく継続できる体制を整備します。	産業労働部	雇用労働課	
		教育局	生徒指導課	
9	就職に必要な知識や技能を習得するための実技を中心とした職業訓練を実施します。(再掲)	産業労働部	産業人材育成課	
10	児童相談所では、虐待を含む養育、非行、発達など子供に関する相談に対して指導・助言をします。	福祉部	こども安全課	
11	子育てに悩む保護者や家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。	福祉部	こども安全課	
12	埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。	福祉部	福祉政策課	
13	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童を埼玉学園で指導し、その自立を支援します。また、関係者との情報共有を図るなど非行等に陥りやすい環境改善を通じ、再犯防止に取り組みます。	福祉部	こども安全課	
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、実施のための取組				
1	県暴力追放・薬物乱用防止センター等と連携して、暴力団からの離脱方法についてのアドバイスや離脱者の就労相談等暴力団離脱者の社会復帰を支援します。	警察本部	捜査第四課	
2	法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的な犯罪をした者について、出所後の所在確認を実施するとともに、同意を得た上で面談を実施し、必要に応じ関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置を推進します。	警察本部	生活安全総務課	
3	ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告、禁止命令等の他、犯罪を未然に防止するための指導等を行います。	警察本部	人身安全対策課	
4	医療機関と連携することにより、ストーカー加害者に医療機関での治療を促すなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。	警察本部	人身安全対策課	
5	高齢被疑者の割合が高い窃盗(万引き)について「埼玉県万引き防止官民合同会議」を中心に広報啓発活動をはじめ万引き防止のための各種取組を推進します。	警察本部	生活安全総務課他	
5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組				
(1) 民間協力者の活動促進				
1	犯罪をした者や非行のある少年の自立更生の促進を図る更生保護ボランティアの活動を支え、更生保護の広報・啓発活動を行う県更生保護観察協会を支援します。	福祉部	社会福祉課	
2	更生保護活動の功績に対する表彰を行います。	福祉部	社会福祉課	
3	保護司など民間ボランティア・団体等の再犯防止に関する活動をホームページ等で周知するなど県民の理解促進に取り組みます。	福祉部	社会福祉課	
4	非行少年の立ち直りを支援するため、継続的な指導、助言を実施するとともに、少年警察ボランティア等と協力した学習支援や農業体験等の各種体験活動等を行います。(再掲)	警察本部	少年課	
5	自主防犯活動団体等の活動促進による、犯罪を起こさせにくいまちづくりを進めます。	県民生活部	防犯・交通安全課	
6	協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため県の建設工事等入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を実施します。(再掲)	総務部	入札審査課	
7	市町村担当者会議等を活用して協力雇用主に対する入札参加資格優遇措置を実施する市町村の拡大に努めます。(再掲)	福祉部	社会福祉課	
8	国、県、市町村、更生保護関係団体などの再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種取組を協働で検討・推進します。	福祉部	社会福祉課	
(2) 広報・啓発活動の推進				
1	「埼玉県再犯防止推進計画」や再犯防止に関する取組等をホームページ等で周知するなど県民の間に広く再犯の防止についての関心と理解を深めるための広報活動を行います。	福祉部	社会福祉課	
2	7月の「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止特別強調月間」を通じて、再犯防止に関する広報を行い、再犯防止の重要性等について県民の理解を促進します。	県民生活部	青少年課	
3	地域生活定着支援センターにおいて、地域福祉研修を開催します。	福祉部	社会福祉課	
4	更生保護活動の功績に対する表彰を行います。(再掲)	福祉部	社会福祉課	
5	保護司など民間ボランティア・団体等の再犯防止に関する活動をホームページ等で周知するなど県民の理解促進に取り組みます。(再掲)	福祉部	社会福祉課	

(2) 国等関係機関

		担当機関
1 就労・住居確保のための取組		
(1) 就労の確保		
1	矯正施設、保護観察所、公共職業安定所等が連携し、刑務所出所者等総合就労支援対策を実施することにより、矯正施設入所者や保護観察対象者等に対して、職業相談、職業紹介等を行います。	東京矯正管区 川越少年刑務所 さいたま保護観察所 埼玉労働局
2	少年院では、職業指導等を通じて、在院者の勤労意欲を高め、職業的知識及び技能を付与します。	東京矯正管区
3	刑事施設では、刑務作業・職業訓練・改善指導等を通じて、勤労の習慣に加え、受刑者に職業的知識及び技能を付与します。	川越少年刑務所
4	保護観察所では、協力雇用主の開拓とともに、就労継続に必要な生活指導等を行う協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金の支給や身元保証を確保できない刑務所出所者等に係る身元保証など協力雇用主に対する支援を行います。	さいたま保護観察所
5	保護観察所では、民間事業者へ委託し、矯正施設入所中から就職及び就職後の職場定着まで継続的な支援を行う「更生保護就労支援事業」を実施します。	さいたま保護観察所
6	コレワーク関東(東京矯正管区矯正就労支援情報センター室)では、刑務所出所者等の雇用を検討している事業主に対し、雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設の情報を提供します。	東京矯正管区
7	少年鑑別所(法務少年支援センター)では、コレワーク関東(東京矯正管区矯正就労支援情報センター室)と連携し、刑務所出所者等の職業適性等の把握や職場定着のための助言を行うなど雇用に係る手続をサポートします。	東京矯正管区 さいたま少年鑑別所
8	矯正施設や保護観察所では、就労と福祉の狭間にある刑務所出所者等の就労を促進するため、障害者雇用に取り組むソーシャル・ファーム等と連携します。	東京矯正管区 川越少年刑務所 さいたま保護観察所 さいたま少年鑑別所
(2) 住居の確保		
1	保護観察所では、更生保護施設等への委託、高齢者や障害者に必要な支援を行う入居支援や特別調整を実施します。	さいたま保護観察所
2	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施します。	さいたま保護観察所
3	埼玉弁護士会では、同会が制定した社会復帰支援委託援助制度に基づき、釈放後の帰先がない被疑者・被告人に対して、釈放後一定期間生活できる居場所(シェルター)を提供し、生活再建の支援をします。	埼玉弁護士会
2 福祉・保健医療サービス利用促進の取組		
(1) 高齢者又は障害者等への支援		
1	地方検察庁では、社会福祉士をアドバイザーとして登録し、高齢や障害等により自力での社会復帰が困難と認められる被疑者・被告人の支援策について、検察官が社会福祉士から助言を受け、福祉機関等につなぐなどの入居支援に取り組みます。	さいたま地方検察庁
2	刑事施設では、高齢者や障害のある受刑者に対して社会復帰支援指導を実施し、各種福祉制度に関する基礎的知識の習得などを支援します。	川越少年刑務所
3	保護観察所では、矯正施設入所者のうち、高齢者や障害者に対して、矯正施設や地域生活定着支援センター等と連携し、出所後の福祉サービス等の利用に向けた特別調整を行います。	さいたま保護観察所
4	保護観察所では、更生緊急保護対象者等のうち、高齢者や障害者に対して、地方検察庁、少年鑑別所(法務少年支援センター)、更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター等と連携し、福祉サービス等の利用に向けた支援を行います。	さいたま保護観察所
5	埼玉弁護士会では、県内の医療観察法病棟で法律相談会を毎月実施し、対象者の抱える社会生活上の諸問題の解消に向けた支援をします。	埼玉弁護士会
6	埼玉弁護士会では、社会復帰の際に医療・福祉的支援を必要とする被疑者・被告人が適切な支援を受けられるよう、担当弁護士と福祉職・専門医が連携して活動する体制を整えます(障がい者当番弁護士制度、医療観察法事例検討会、社会復帰支援研修)。	埼玉弁護士会
(2) 薬物依存を有する者への支援		
1	矯正施設や保護観察所では、薬物依存離脱指導・薬物非行防止指導や薬物再利用防止プログラムを実施します。	川越少年刑務所 さいたま保護観察所
2	保護観察所では、薬物事犯者の家族に対する家族会を開催し、薬物事犯者への対応方法や再犯防止に向けたアドバイス等について講義するなど、薬物事犯者の家族を支援します。	さいたま保護観察所
3	少年鑑別所(法務少年支援センター)では、薬物乱用防止のための専門のワークブック等を用いた相談支援を行います。	さいたま少年鑑別所
4	「薬物依存問題に係る地域連携協議会」を設置し、関係機関及び民間支援団体との連携を図ります。	さいたま保護観察所
5	埼玉弁護士会では、薬物・アルコール等の依存症に関する弁護士の理解を深め、依存症に起因する罪を犯した被疑者・被告人に対して適切な治療等に繋げる働きかけができるよう、ダルク等の自助組織や専門医等と協力して会内研修を実施します。	埼玉弁護士会

		担当機関
3 非行の防止と修学支援の取組		
1	少年院では、義務教育未修了者等に対して教科指導等を実施するほか、高等学校卒業程度認定試験や進学予定者に対して学校の受験機会の付与を行います。	東京矯正管区
2	刑事施設では、基礎学力を欠いている受刑者に対し、教科指導を実施します。また、刑事施設のうち指定施設では、高等学校卒業程度認定試験等を実施します。	川越少年刑務所
3	保護観察所では、学校等との連携を図りながら、復学が見込まれる在学中の少年院在院者への生活環境調整や保護観察対象者への保護観察を行います。	さいたま保護観察所
4	少年鑑別所(法務少年支援センター)では、地域の学校等に在籍する児童生徒の問題行動や発達上の特性について、学校や保護者等からの相談を受けるとともに、学校等と協力して対応します。	さいたま少年鑑別所
5	埼玉弁護士会では、県内の学校からの要請に応じて弁護士を講師として派遣し、「いじめ防止授業」を実施するほか、スクールロイヤーを派遣し、学校を巡るいじめ・虐待・体罰・家庭問題等の諸問題について、教育・福祉・子どもの権利等の視点を取り入れつつ、法的観点から学校に助言します。	埼玉弁護士会
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、実施のための取組		
1	少年院では、性非行防止指導、交友関係指導、家族関係指導等6種類の特定生活指導を実施します。	東京矯正管区
2	刑事施設では、薬物依存などの特定の事情を有することにより円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象に、薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導等6種類の特別改善指導を実施します。	川越少年刑務所
3	保護観察所では、保護観察対象者の特性を犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、その特性に配慮した処遇を行うとともに、暴力防止プログラム、性犯罪者処遇プログラムなどの専門的処遇プログラムを実施します。	さいたま保護観察所
4	少年鑑別所では、家庭裁判所における処分決定や関係機関における効果的な指導に資するよう、鑑別対象者の非行につながる問題点の精査や必要な支援の提案を行います。	さいたま少年鑑別所
5	法務省関係機関では、児童相談所等と連携した児童虐待防止対策を促進する観点から、それぞれが提供し得る資源やノウハウを充実させ、児童相談所等の求めに応じて提供します。	さいたま地方検察庁 東京矯正管区 川越少年刑務所 さいたま保護観察所 さいたま少年鑑別所
5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動推進のための取組		
(1) 民間協力者の活動促進		
1	刑事施設及び保護観察所では、再犯防止を支える民間ボランティア等の活動を促進するため、研修等の充実を図るほか、団体間相互で活動情報の共有、連携が図れるよう支援します。	川越少年刑務所 さいたま保護観察所
2	保護観察所では、更生保護活動の拠点として地方公共団体等と連携して設置されている更生保護サポートセンターの活動を支援し、保護司の処遇活動の充実や更生保護ボランティアと地域関係機関・団体との連携促進を図ります。	さいたま保護観察所
3	保護観察所では、協力雇用主の開拓とともに、就労継続に必要な生活指導等を行う協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金の支給や身元保証人を確保できない刑務所出所者等に係る身元保証など協力雇用主に対する支援を行います。(再掲)	さいたま保護観察所
4	更生保護ボランティア・団体においては、保護司では犯罪や非行をした人の相談支援や地域における青少年の健全育成に資する啓発活動などに取り組み、更生保護女性会では子育て支援や少年等の更生支援などを行い、BBS会では様々な問題を抱える少年の身近な存在として立ち直りや学習を支援します。	県保護司会連合会 県更生保護女性連盟 県BBS連盟
5	更生保護施設では出所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導等により円滑な社会復帰を支援し、更生保護協会では出所者等の一時保護や更生保護に関する連絡助成を行い、就労支援事業者機構では対象者の就労支援とともに雇用協力事業者の拡大に努めます。	清心寮 県保護観察協会 就労支援事業者機構
(2) 広報・啓発活動の推進		
1	刑事施設では、矯正展を開催し、刑務所作業製品の展示販売、所内見学等を実施するほか、定期的に職業訓練見学会などを行います。	川越少年刑務所
2	矯正施設では、関係機関や地域住民の方の施設参観を受け入れ、矯正施設の業務について説明します。	東京矯正管区 川越少年刑務所 さいたま少年鑑別所
3	地方検察庁、矯正施設、保護観察所では、再犯防止への関心と理解を深めてもらうため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を推進するとともに、7月の「再犯防止推進月間」において、各種啓発活動を実施します。	さいたま地方検察庁 東京矯正管区 川越少年刑務所 さいたま保護観察所 さいたま少年鑑別所
4	地方検察庁、矯正施設、保護観察所では、学校や地域の関係機関からの依頼に応じ、刑事司法制度に関する法教育や犯罪をした者等の支援に関する研修等を実施します。	さいたま地方検察庁 東京矯正管区 川越少年刑務所 さいたま保護観察所 さいたま少年鑑別所

4 埼玉県再犯防止推進計画有識者会議

(1) 有識者会議委員名簿

(敬称略)

区分	団体名	役職等	氏名
国機関	さいたま地方検察庁	検事	梶原 明日香
	さいたま保護観察所	次長	角田 亮
	川越少年刑務所	調査官	岸 和矢
	さいたま少年鑑別所	次長	玉井 清一
	東京矯正管区	更生支援企画課長	滝浦 将士
関係団体	埼玉県保護司会連合会	会長	遠藤 隆雄
	埼玉県更生保護女性連盟	会長	本橋 恵子
	更生保護法人埼玉県更生保護観察協会	常務理事	田島 裕翁
	更生保護法人清心寮	理事長	清水 義恵
	NPO法人埼玉県就労支援事業者機構	会長	加藤 英一
	埼玉県BBS連盟	会長	宮入 凱士
	埼玉県地域生活定着支援センター	センター長	木内 英雄
	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	事務局長	鈴木 智行
	埼玉労働局	職業安定部長	吉田 清志
	埼玉弁護士会	弁護士	吉廣 慶子
学識経験者	獨協大学法学部法律学科	教授	安部 哲夫

(2) 計画検討過程

日程	内容
令和2年9月17日	第1回埼玉県再犯防止推進計画有識者会議
令和2年11月9日	第2回埼玉県再犯防止推進計画有識者会議
令和2年12月23日	埼玉県社会福祉審議会
令和3年1月5日～ 2月4日	県民コメントの実施
令和3年2月17日	第3回埼玉県再犯防止推進計画有識者会議

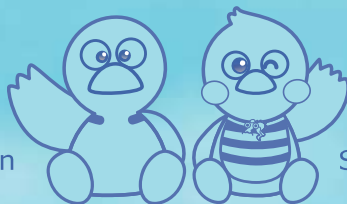
5 用語集

	用語・施設等	説明
あ	あんしん賃貸住まいサポート店	家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことのできる、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居支援を行う仲介業者。
い	入口支援	刑事司法の入口の段階(矯正施設に入所するに至る前の段階)で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組。
	医療観察	心神喪失又は心神耗弱の状態(精神障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態)で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強制性交、強制わいせつ、傷害)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。
	医療観察法病棟	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)に規定する入院による医療の決定を受けた人に対して専門的な医療の提供をする厚生労働大臣が指定した医療機関。
か	改善指導	受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行う指導。一般改善指導及び特別改善指導がある。 (一般改善指導) 講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、[1]被害者等の心情を理解させ、罪障感を養うこと、[2]規則正しい生活習慣や健全なものの見方や考え方を付与し、心身の健康を増進させること、[3]生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適應に必要なスキルを身に付けさせること等を目的として行う指導。 (特別改善指導) 薬物依存や暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮した指導。特別改善指導には、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導がある。
	家庭機能不全	家庭内に身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト等が存在し備わらべき機能が働いていないこと。
	家庭裁判所	夫婦関係や親子関係などの紛争について話し合う調停と、これらの紛争に関する訴訟や審判を行い、また、非行のある少年の事件について審判を行う裁判所。
き	帰住先	刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。
	起訴(公訴の提起)	検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為。
	起訴猶予	犯罪事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときに検察官が行う不起訴処分。
	虐待禁止条例(埼玉県虐待禁止条例)	児童、高齢者及び障害者に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的とした条例。
	矯正施設	刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘留所)、少年院、少年鑑別所、婦人補導院のこと。
	居住支援法人	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人。
	協力雇用主	保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主。
	禁錮	刑事施設に拘留する刑罰であり、無期と有期がある。刑務作業が科せられない点が懲役と異なる。
け	警察少年サポートセンター(埼玉県警察少年サポートセンター)	少年の非行防止、健全育成を図るため、非行防止教室、立ち直り支援活動、少年相談活動等の総合的な対策を実施している機関。
	刑事施設	①懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘留される者、②刑事訴訟法の規定により逮捕された者であつて、留置される者、③刑事訴訟法の規定により勾留される者、④死刑の言渡しを受けて拘留される者、⑤①ないし④のほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設をいい、個々の刑事施設は、刑務所、少年刑務所、医療刑務所及び拘留所と呼ばれる。
	刑事弁護シェルター	埼玉弁護士会が制定する社会復帰支援委託援助制度に基づいた、釈放後の帰住先がない被疑者・被告人に対して、釈放後一定期間生活できる場所。
	刑法犯	殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪。
	刑法犯少年	刑法等に規定する罪(交通関係を除く。)を犯した少年。
	刑務作業	刑法に規定された懲役刑を執行する場として、刑事施設に拘留して所定の作業を行わせるとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るための重要な受刑者処遇の一つ。
	刑務所:少年刑務所	主として受刑者を収容し、処遇を行う施設。
	刑務所出所者等就労奨励金	保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して支払う奨励金。
	刑務所出所者等総合的就労支援対策	厚生労働省及び法務省が実施している、刑務所出所者等の就労の確保のための対策。
	検挙件数	警察において、事件を送致・送付又は微罪処分にした件数。
	検挙率	認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したもの。
	検察庁	検察官の行う事務を統括するところ。 検察官は、刑事事件について、捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられている。 検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わる。

	用語・施設等	説明
こ	公共職業安定所	地域の総合雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する機関。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を支援するセーフティネットとしての役割を担う。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。
	更生保護協会(埼玉県更生保護観察協会)	更生保護事業法に規定する更生保護事業のうち一時保護事業と連絡助成事業を営む更生保護法人の通称。
	更生保護サポートセンター	保護司や保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、ここでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されている。
	更生緊急保護	更生保護法第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずること。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内(特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内)において行うことができる。
	更生保護施設	刑務所・少年院などを出所した後、帰る家のない人が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設。法務大臣の認可を受けて運営している施設で、あやまちを犯した人たちが集団で生活し、その自立に向けた生活指導などを行う専門の職員がいる。 ※更生保護施設清心寮については14頁コラム2参照
	更生保護就労支援事業	就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行う事業。
	更生保護女性会	36頁コラム9参照
	更生保護法人	更生保護事業法第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人。
	子どもスマイルネット	子供(原則18歳未満)に関わる様々な悩みについて、電話相談を受ける埼玉県の窓口で、電話相談員や子どもの権利擁護委員会の委員・調査専門員が相談に乗る。
	コレワーク関東	12頁コラム1参照
さ	埼玉学園	児童福祉法第44条に規定されている児童自立支援施設。 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童、及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入園させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退園した者について相談その他の援助を行うことが目的とする施設。
	再犯者率	検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを表したもの。
	再犯防止推進月間	国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発月間のことであり、毎年7月とされている。(再犯防止推進法第6条)
	再犯率	検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを表したもの。
	再入者	受刑のために刑事施設に入所するのが2回以上の者。
	再入率(出所受刑者の再入率)	各年の出所受刑者のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の比率。
	し	自主防犯活動団体
執行猶予		刑の執行猶予には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。 刑の全部の執行猶予とは、有罪判決をして刑を言い渡すに当たって、情状により、その全部の執行を一定期間猶予し、その期間を無事経過したときは刑の言渡しを失効させる制度である。 刑の一部の執行猶予とは、有罪判決をして刑を言い渡すに当たって、情状により、その刑のうち一定期間を執行して施設内処遇を行った上、残りの期間については執行を猶予し、その期間を無事経過したときはその刑は、実刑部分の期間を刑期とする刑に軽減される制度である。
実刑		執行猶予が付されず、実際に執行を受ける刑罰。特に自由刑。
児童相談所		県の相談機関として子供についての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供する施設。相談と指導には、児童福祉司(ケースワーカー)・児童心理司・医師(精神科医・小児科の嘱託医)などの専門の職員が当たる。
社会福祉士		社会福祉法に基づく国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、身体的・精神的障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者。
社会復帰支援委託援助制度		帰宅先のない被疑者・被告人を対象に、釈放後の一時的な居場所を提供し、入所中に社会福祉士等の専門職と弁護人の協働によって、当事者の自立の意思を尊重した、安定した生活場所、必要に応じた福祉的支援の連携を確保することで、当事者の社会復帰を支援する制度で埼玉弁護士会が制定した制度。
社会復帰支援指導		刑事施設で行われる高齢又は障害を有する受刑者の円滑な社会復帰を図るためのプログラム。基本的動作能力・体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導などが含まれている。
社会を明るくする運動		40頁コラム10参照
重層的な支援体制		社会福祉法に基づく市町村の任意事業である「重層的支援体制整備事業」の実施の有無にかかわらず、市町村において「相談支援(包括的な相談支援)」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う体制づくりのこと。
住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)		住生活基本法の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

	用語・施設等	説明
し	就労支援事業者機構(埼玉県就労支援事業者機構)	37頁コラム9参照
	受刑者	懲役・禁錮・拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者。
	出所者	刑事施設を出所した者。
	障害者就労・生活支援センター	就職を希望している障害者や職場定着が困難な方を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、「就業面」と「生活面」の一体的な相談・支援を行っている施設。
	少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
	少年鑑別所(さいたま少年鑑別所)	(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。
	少年警察ボランティア	37頁コラム9参照
	自立準備ホーム	更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等が、保護観察所の委託を受けて供与を行う一時的な宿泊場所。職員が毎日入所者と接触し、日常生活の支援や自立に向けた支援を実施する。
す	スクールロイヤー	学校内で起こるいじめや体罰、保護者とのトラブル等の様々な問題を法的に解決する弁護士。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とした法律。
せ	生活環境調整	受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。
	生活困窮者自立支援制度	近年の生活保護受給者の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的とした制度。
	青少年の非行・被害防止特別強調月間	少年の非行・被害の防止について国民の理解を深め、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、有害環境への適切な対応等における広報啓発活動などの取組を集中的に実施する期間。
	精神保健福祉センター(埼玉県精神保健福祉センター)	県民の方々のこころの健康の保持・向上、並びに精神障害者の社会復帰の支援を図る総合的な施設。精神保健福祉に関する相談、啓発普及事業、自立訓練施設・精神科デイケアの運営及び精神科救急情報センターの運営などを行っている。
	セーフティネット住宅	高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯、更生保護対象者等の住宅の確保に配慮を要する者(住宅確保要配慮者※)に対して、その入居を拒まない住宅として登録された住宅。 ※住宅確保要配慮者の範囲は登録された住宅によって異なる。
	前科者(ぜんかしゃ)	有罪の確定判決を受けた者。
	専門的処遇プログラム	特定の犯罪傾向(性犯罪・覚せい剤依存・暴力傾向・飲酒運転)を改善するためのプログラム。
そ	ソーシャル・ファーム	障害などにより就労に困難を抱える者が、必要な支援を受け、他の従業員と共に働いている社会的企業。
た	ダルク	Drug Addiction Rehabilitation Center の略で、薬物依存症者の回復支援のために作られた民間施設。
ち	地域生活定着支援センター	20頁コラム4参照
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関。介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る制度の案内などをする施設。
	地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う施設。厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社などが実施している。
	懲役	刑事施設に拘置して所定の作業(刑務作業)を行わせる刑罰。無期と有期がある。
と	特別調整	高齢又は障害のある入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、帰住先の確保やその他必要な生活環境の整備を行うこと。
に	認知件数	警察において発生を認知した事件の数。
ひ	被疑者	犯罪を犯したことの嫌疑を受けて捜査の対象となっている者であって、いまだ起訴されていない者。
	非行	青少年の、反社会的な行為。法律違反及びその潜在的可能性をもつ行動。
	被告人	刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者。
	BBS会	37頁コラム9参照
ふ	不起訴	検察官が特定の事件について起訴しない意思決定をし、これを外部的に明らかにすること。

	用語・施設等	説明
ほ	暴力追放・薬物乱用防止センター(埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター)	暴力団等、反社会的勢力らが絡むトラブルや薬物に関する困りごとの相談を受け付けている施設。必要に応じ、埼玉県警察や埼玉弁護士会の民事介入暴力事案専門の弁護士と連携して、問題への対応策を講じる。
	保健所(県管轄)	地域保健に関する広域的・専門的拠点となる施設。
	保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
	保護観察所	更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策の事務を行う法務省所管の機関で、各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に設置されている。
	保護司	36頁コラム9参照
	補導	非行をした、又は非行をする疑いのある少年に対して、警察が必要かつ適切な活動をした全ての行為。
ま	万引き防止官民合同会議	警察、行政、関係団体、事業者等が「万引きは犯罪である。万引きは絶対許さない。」という意思の下、官民の垣根を越えた総合的な万引き防止対策を推進する会議。
や	薬物依存症	精神障害のひとつで、麻薬・覚醒剤・大麻などの依存性のある薬物を使い続けているうちに心身に異変が生じ、薬物を使いたいという気持ち(渴望)が強くなりすぎて、自分ではコントロールできなくなり、現実にはいろいろと不都合が生じているにもかかわらず薬物を使い続けてしまう障害。
	薬物事犯	統計上は、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、大麻取締法、あへん法及び麻薬特例法(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律)に違反する犯罪を指すが、広義では毒物及び劇物取締法違反、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条の15に規定する「指定薬物」に関する犯罪を含む。
	薬物乱用	医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用すること。



Kobaton

Saitamatch

埼玉県福祉部社会福祉課 総務・社会福祉担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL : 048-830-3221

FAX : 048-830-4782

MAIL : a3270-10@pref.saitama.lg.jp

埼玉県の再犯防止に関するホームページはこちら

➡ ページ番号【185689】

(県ホームページの検索窓にページ番号を入力し検索ボタンを押すと表示されます)

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/saihan/2020saihan.html>

県HP QRコード

